

## 中国個人情報保護法草案について

2020年10月27日

桃尾・松尾・難波法律事務所

パートナー弁護士 松尾剛行<sup>1</sup>

[Takayuki.matsuo@mmn-law.gr.jp](mailto:Takayuki.matsuo@mmn-law.gr.jp)

中国律師 胡悦<sup>2</sup>

[hu.yue@mmn-law.gr.jp](mailto:hu.yue@mmn-law.gr.jp)

※本レターは2020年10月27日時点の  
情報に基づいて執筆しております。

### 1. 概要

2020年10月21日に、2020年版中国個人情報保護法草案（以下「個人情報保護法草案」といい、条文のみを引用する場合には個人情報保護法草案の条文である。）が公表された<sup>3</sup>。

当職らは、本年10月9日に発売された、別所直哉編著『ICT・AI時代の個人情報保護』（きんざい、2020年）の第4章で「中国のプライバシーと個人情報保護」として、その当時の最新情報に基づき中国プライバシーと個人情報保護の現状を説明し、その中でも、立法計画において、本年にも個人情報保護法が成立することが計画されており、動向に注目すべきであると述べていたところである<sup>4</sup>。この度、個人情報保護法草案が公表されたことから、その内容について簡単に説明したい。

個人情報保護法草案の大きなポイントとしては、①域外適用が明記されていること、②いわゆる

GDPR（一般データ保護規則）型ともいえるような、同意に対する厳しい制約等を掛け、本人の権利を保障すると同時に、③中国らしいデータの国内保存義務を課す等、政府の強い関与が特徴的な域外移転規制に含まれること等が挙げられる。

中国に子会社を置く日本企業はもちろんであるが、後述のとおり、域外適用の結果、中国に子会社を置かない、日本を拠点にビジネスを行っている企業にとっても、個人情報保護法草案は重要なものとなるので、是非多くのクライアントの皆様にご覧いただき、個人情報保護法草案に対する準備の一助として頂きたい。

<sup>1</sup> 弁護士（第一東京弁護士会）、NY州弁護士

<sup>2</sup> フォーリン・アトニー（外国法事務弁護士資格不保有）。

<sup>3</sup> 既に同月13日には、全人代常務委員会に提出され、審理を受けていた。

<sup>4</sup> なお、松尾剛行「法の域外適用・越境移転とパーソナルデータ法制の国際整合性」NBL1181号（2020年11月1日号）にも校了日の関係で一部のみとはなったが、可及的に多くの内容を盛り込んだ。

## 2. 前史

中国の個人情報保護に関しては、『ICT・AI時代の個人情報保護』をご参照頂きたいが、少なくとも現時点においても、「個人情報保護法」という名のつく法典が存在しないことが特徴的である<sup>5</sup>。すなわち、民法典、ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）等の各法令に個人情報保護に関する規定が点在している。

元々、個人情報保護法典起草の努力はされており、例えば2003年には既に国務院が中国社会科学院法学研究所の専門家に委託し、個人情報保護法の専門家提案稿を起草してもらっていた。これは2005年に完成し、国務院に提出されている。

しかし、様々な理由で個人情報保護法典の起草作業は停滞していた。

2020年の立法計画に個人情報保護法典が列挙された時点でも、あくまでも「計画」に過ぎず、実際に法律として公布されるまではまだまだ時間がかかるとの見方もあったが、今般個人情報保護法草案が公表されたことは、まさに中国の個人情報保護法典立法の「本気度」を示すものといえよう。

## 3. ①域外適用を明記

中国に子会社を置く企業はもちろん個人情報保護法草案対応が重要な課題となるが、日本に拠点を置き、中国に拠点が無い企業にとって個人情報保護法草案は関係するのだろうか。結論として、域外適用の結果、特にeCommerce等のインターネットを通じて中国との取引を行っている企業等は、中国拠点の有無を問わず、個人情報保護法草案対応を検討する必要がある。

データが国際的に流動する中、中国においてもネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）やデータ安全法草案等、多くの法令やその草案に域外適用を明記する姿勢が見られる。

その傾向は個人情報保護法草案においても見られる。すなわち、個人情報保護法草案3条1項は「組織及び個人が中華人民共和国の域内<sup>6</sup>において自然人の個人情報を取扱う活動<sup>7</sup>に対し、本法を適用する。」として、原則として中華人民共和国の域内における取扱いに対して個人情報保護法草案を適用するとした。

しかし、同条2項は、以下のとおり、域外適用を定めた。「中華人民共和国の域外において、中華人民共和国域内の自然人の個人情報を取扱う活動が、以下に列挙する状況の1つを具備していれば、本法を適用する。

- (一) 域内の自然人に向けて商品又はサービスを提供することを目的としている。
- (二) 域内の自然人の行為を分析し、評価するためのものである。
- (三) 法律、行政法規の規定するその他の状況。」

ここで、GDPR3条2項は、「取扱い活動が以下と関連する場合、本規則は、EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される。

(a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供

又は

(b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視」と定めている<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 以下「前史」については、「偏東風第34回『金融機関における個人情報保護の実務』と中国における個人情報の保護」ザ・ローヤーズ2016年7月号62頁を参照されたい。

<sup>6</sup> 「境内」が原文であり、いわゆる大陸だけを指し、香港、マカオ及び台湾を含まないという趣旨で

ある。「域外適用」「域外移転」という言葉が一般的であることから「域内」（「境外」は「域外」と訳している。

<sup>7</sup> 「処理（process）」について、日本の個人情報保護法に倣って「取扱い」と翻訳している。

<sup>8</sup> 個人情報保護委員会の翻訳

「監視」(GDPR3条2項(b))なのか、分析・評価(個人情報保護法草案3条2項)なのかという違いは存在するものの、法文上は相当程度似通った規定であり、今後ガイドライン等でその趣旨が明確化にされると予想されるものの、例えば、国際eCommerce等の日本企業の活動において、中国法を意識すべき場合が増えそうだとと言えるだろう。

加えて、個人情報保護法草案52条は「本法第三条第二項の規定する中華人民共和国域外の個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で専門機構を設立し又は代表者を指定し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱について責任を負わせなければならない、かつ、当該機構の名称又は代表者の氏名、連絡方法等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。」として域外適用される外国(日本を含む)の個人情報取扱者に対し、代表者等を指定する義務を課しており、これはGDPR27条の定めるEU域内に拠点のない管理者又は処理者の代理人指定義務と類似している。上記のようなeCommerce等で中国個人情報保護法草案が適用され得る日本企業は、代表者の指定が必要になる可能性が高いだろう。

なお、域外企業に直接罰則等を課すことに一定のハードルが存在することに鑑み、個人情報保護法草案42条は、「域外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報の権利利益を侵害する活動又は中華人民共和国の国家安全、公共利益に危害を与える個人情報取扱活動に従事している場合には、国家インターネット情報部門はそれを個人情報提供制限リスト又は禁止リストに列挙し、それをもって公告し、当該者に対して個人情報を提供することを制限し又は禁止する等措置を講じることができる。」としている。日本の個人情報保護法令和2年改正が、命令違反に対する公表(改正個人情報

保護法42条4項)を定めていることと類似しているものの、個人情報保護法草案42条が公表(公告)に加え、当該者に対して個人情報を提供することを制限し又は禁止する等措置を講じるとする点は中国らしさの現れとも評することができるだろう。

#### 4. ②GDPR 類似の本人に対して手厚く、事業者にとって厳しい規制

個人情報保護法草案は、GDPR類似の本人に対して手厚く、事業者にとって厳しい規制を定めていることが特徴的である。

元々、中国の情報法や消費者保護に関する法令は、厳しい規制を定めているものの、日系企業の競争相手である中国企業は守らない、コンプライアンスを重視する日系企業は遵守せざるを得ない、といった状況も発生していた。個人情報保護法案がこのような状況を更に深刻にする可能性もあるが、いずれにせよ、中国企業が守らないとしても、日系企業としては、個人情報保護法制定の際にはプライバシーポリシー改訂等、この問題に詳しい専門家の助力を得て対応をせざるを得ないといえる。よって、その際に迅速に対応できるよう、個人情報保護法草案の段階で準備を開始すべきである。

##### (1) 取扱原則の明示

個人情報保護法草案5条～10条は、取扱に関し、合法・正当・信義誠実(5条)、取扱目的明定・最小範囲・目的の範囲内の取扱(6条)、公開・透明・ルール明示(7条)、正確性・更新(8条)、責任・安全確保(9条)及び、法令遵守・国家安全・公共利益保護(10条)等の原則を打ち立てている。

これらの多くの内容はGDPR5条の定める原則とも類似しており、いわば国際的な平仄を合わせ、Data Free Flow with Trust(信頼性のある自由な

(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr->

provisions-ja.pdf)を参考にした。以下同じ。

データ流通)を志向する(1条参照)中国の方針をうかがい知ることができる<sup>9</sup>。

もつとも、同時に、国家安全の重要性を強調する(10条)ところ等、中国の独自性を有する部分も存在する。

その意味では、個人情報保護法草案の解釈上、一定程度GDPRの解釈は参考になるものの、GDPRのガイドラインがそのまま利用できるということではなく、中国独自の低位規範が制定され、中国独自の実務が積み重なる可能性が高いといえる。

## (2) 個人情報を取扱うことができる場合の限定列挙

日本の個人情報保護法は、必ずしも個人情報を取扱うことができる場合を限定的に列挙しておらず、むしろ、個人情報の取扱が制限ないし禁止される場合を列挙している。

これに対しGDPR6条1項各号は、個人情報を取扱うことができる場合を限定的に列挙している。

個人情報保護法草案13条は、「以下に列挙する状況の1つに該当してはじめて、個人情報取扱者は個人情報を取扱うことができる。

- (一) 個人の同意を取得している場合。
- (二) 個人が当事者の一方となる契約の締結又は履行に必要な場合。
- (三) 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合。
- (四) 突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊

急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要な場合。

(五) 公共の利益のためメディア報道、世論監督等の行為を実施して合理的範囲内で個人情報を取り扱う場合。

(六) 法律、行政法規の規定するその他の状況。」と規定しており、まさにGDPR型の限定列挙をしている。この解釈は今後ガイドラインで明確化されるが、GDPR6条1項(f)<sup>10</sup>のような「正当な利益」に相当する場合が見当たらず、その意味では、GDPRよりも厳しい内容となる可能性もある<sup>11</sup>。

## (3) 同意の撤回権

同意を根拠に個人情報を取り扱う場合には、本人がその同意を撤回する可能性がある。個人情報保護法草案16条は、「個人の同意に基づき行う個人情報の取扱活動に対し、個人はその同意を撤回する権限を有する。」とする。なお、個人情報保護法草案17条本文は「個人情報取扱者は、個人がその個人情報の取扱に同意しない又は個人情報取扱に対する同意を撤回したことを理由として、商品又はサービスの提供を拒絶してはならない。」とするので、たとえばマーケティング目的の利用に一度同意したユーザーがその同意を撤回した場合に、事業者はそのサービス提供を終了してはならない(つまり、サービスは提供したまま、その人の個人情報について、マーケティング目的での利用をやめる)<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> なお、12条は「国家は積極的に個人情報保護の国際ルールへの制定に関与し、個人情報保護の方面に関する国際交流及び協力を促進し、その他の国家、地区、国際組織間の個人情報保護ルール、基準等の相互認証を促進する。」としており、EUからの十分性認定等も見越している可能性がある。

<sup>10</sup> 管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的のために取扱いが必要となる場合。ただし、その利益よりも、個人データの保護を求めるデータ主体の利益並びに基本的な権利及び自

由のほうが優先する場合、特に、そのデータ主体が子どもである場合を除く。

<sup>11</sup> なお、13条1号はGDPR6条1項(a)、2号はGDPR6条1項(b)、3号はGDPR6条1項(c)、4号はGDPR6条1項(d)、5号はGDPR6条1項(e)とそれぞれある程度類似している。

<sup>12</sup> ただし、同但書が、「ただし、個人情報の取扱が商品又はサービスの提供に必要な場合にはこの限りではない。」としており、この「必要な場合」範囲の解釈によっては、実務における同意スキームの利用継



#### (4) 第三者提供規制

第三者提供につき、個人情報保護法草案 24 条 1 項は「個人情報取扱者が第三者にその取扱う個人情報を提供する場合、個人に対し第三者の身元、連絡方法、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を告知し、個人の個別的同意を得なければならない。個人情報を受領する第三者は上述の取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取扱わなければならない。第三者が元々の取扱目的又は取扱方法を変更する場合には、本法の規定に基づき改めて個人に告知し、その同意を取得しなければならない。」としており、個別的同意<sup>13</sup>の要求が特徴的である。

#### (5) 自動的決定

GDPR22 条 1 項は「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。」として自動的決定の対象とされない権利を規定した。

ここで、個人情報保護法草案 25 条 1 項は「個人情報を利用して自動的な決定を行う場合には、決定の透明度及び取扱結果の公平性・合理性を保障しなければならない。個人が、自動的な決定がその権利利益に対し重大な影響をもたらすと考える場合には、個人情報取扱者に対し説明を求める権利を有し、かつ、個人情報取扱者が自動的な決定の方法のみをもとに決定を行うことを拒絶する権

利を有する。」としており、GDPR22 条 1 項類似の自動的決定規制を敷いている。これは、AI 時代に対応しようというものであり、日本でも、解釈によるプロファイリング規制等が議論されているが<sup>14</sup>、法令の明文に規定するという意味で、中国が一步先を行っていると言えるかもしれない。

加えて個人情報保護法草案 25 条 2 項は「自動的な決定の方法で商業的なマーケティング及び情報配信等を行う場合には、その個人的特徴に基づかない選択項目をも同時に提供しなければならない。」としている。これは、既に存在する中国電子取引法 18 条と類似したものであり、例えば、ユーザー A の個人情報（過去料理に関する本を購入した履歴がある）を利用して、自動的な決定の方法で料理に関する本の情報を A に配信する際、A の個人情報や特徴に基づかない一般的情報（料理に関する本以外の一般的な本の情報）をも提供しなければならないということである。

#### (6) 本人の権利

個人情報保護法草案 44 条以下は、本人に対して、知る権利・決定権・拒否権等（44 条）、閲覧・複製を請求する権利（45 条）、是正・補充を請求する権利（46 条）、削除を請求する権利（47 条）、取扱ルールの解釈・説明を求める権利（48 条）等を与えている。

このように、本人の権利が広く認められており、上記のとおり同意撤回権が、商品サービス提供拒絶禁止をもって認められていることと合わせれば、GDPR 型の手厚い本人の権利保護がなされたと評することができるだろう。

---

続ができる可能性が残る。

<sup>13</sup> 「単独同意」を個別的同意と訳した。要するに、利用規約への包括同意の中に第三者提供への同意を含めばいいのではなく、第三者提供という事項に対する個別的に同意を得なければならないということである。

<sup>14</sup> 例えば、2020 年 10 月 14 日第 155 回個人情報保護委員会配布資料 1「資料 1 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）」

([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014\\_shiryou-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014_shiryou-1.pdf))

## (7)GDPR 型の罰金!?

違反に対する制裁を定める個人情報保護法草案 62 条 2 項は情状が重い個人情報保護法違反に対し、「五千万元以下又は前年度の売上高の百分の五以下」の罰金<sup>15</sup>を課すとしている。ここでいう「売上高の百分の五以下」が全世界売上を基準とするか否か等は今後のガイドライン等で示されると思われるが、GDPR 型の重い罰則が規定されたことにより、日本企業にとっても、いやがおうにも中国の個人情報保護法違反リスクに注目せざるを得ないといえよう。

## 5. ③データ国内保存義務等

ネットワーク安全法(サイバーセキュリティ法)の定めたデータ国内保存義務は有名であるが、個人情報保護法草案も同様の義務を課している。

個人情報保護法草案 40 条は「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。」として、

①重要情報インフラ運営者である場合  
及び

②取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者  
に対し、国内保存義務及び域外移転における安

全評価への合格を求めている<sup>16</sup>。

なお、上記のいずれでもない、一般の個人情報取扱者に対しては、以下の個人情報保護法草案 38 条と 39 条が関係する。

**第三十八条** 個人情報取扱者が業務等の必要により、確かに中華人民共和国の域外に個人情報を提供する必要がある場合には、少なくとも以下の 1 つの条件を具備しなければならない。

(一)本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。

(二)国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。

(三)域外の移転先と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定し、かつその個人情報取扱活動が本法の規定する個人情報保護基準に達していることを監督する場合。

(四)法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。

**第三十九条** 個人情報取扱者が中華人民共和国の域外に個人情報を提供する場合には、個人に対し域外の移転先の身元、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法等の事項を告知し、かつ個人の個別的同意を取得しなければならない。

すなわち、上記のいずれでもない、一般の個人情報取扱者が、個人情報保護法草案 38 条 3 号に基づき、「域外の移転先と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定し、かつその個人情報取扱活動が本法の規定する個人情報保護基準に達していることを監督する場合」であれば、中国の個人情報を

<sup>15</sup> 翻訳においては「過料」と翻訳した。ただし、日本では過料は非訟事件手続法に基づき裁判所が課すところ、中国の制度上人民法院も課すことができる(中国民事訴訟法 110 条)ものの、多くの場合行政限りで課すことができることから、日本の過料との

概念の相違には留意が必要である。

<sup>16</sup> 重要情報インフラ運営者は個人情報保護法草案で定義されていないので、ネットワーク安全法(サイバーセキュリティ法)の通りとなる可能性もあるが、下位規範で別途規定される可能性もある。

日本等の域外に移転することができる。ただし、39条のとおり、本人に対する詳細な説明と個別的同意が必要である。このような方向性は、日本の個人情報保護法令と2年改正における外国にある第三者への移転の際のより丁寧な説明を求める改正（改正個人情報保護法24条2項）とも軌を一にしているといえるだろう。

なお、個人情報保護法草案43条は「いかなる国家及び地区であっても、個人情報保護の側面において中華人民共和国に対し偏見を持って禁止し、制限し又はその他類似の措置を講じていれば、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国家又は地区に対し相応の措置を講じることができる。」としている。ある国が中国への個人情報移転の不当な制限をしていると中国がみなせば、その国に対して対抗措置を取ることができるとしている。これは、いわゆる TikTok 問題等で米中対立等があったことの反映と想定されるが、今後の日中の緊張関係の高まりがもし生じれば、日中間の個人情報の移転にも影響をし得ることを示唆する規定として留意すべきである。

## 6. まとめ

以上はあくまでも概観であるが、日系企業へのインパクトが大きい改正であることは間違いない。個人情報保護法草案が関係し得る企業（中国法人を有する企業はもちろん、eCommerce等を中国との取引があれば、中国に拠点がなくても）は、専門家にアドバイスを求める等、個人情報保護法草案に対する準備を行うと共に、本文でも述べた通り、詳細はガイドライン等で明確化されると想定されることに鑑み、今後の動向に対して引き続き注視が必要である。

以上

## 付録：個人情報保護法草案仮訳

※本レターは法的アドバイスを目的とするものではありません。個別の案件については必要に応じて弁護士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

中華人民共和国個人情報保護法(草案) (桃尾・松尾・難波法律事務所仮訳)

## 第一章 総則

### 第二章 個人情報の取扱いに関するルール

#### 第一節 一般規定

#### 第二節 センシティブ個人情報の取扱いに関するルール

#### 第三節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定

### 第三章 個人情報の域外提供に関するルール

### 第四章 個人情報取扱活動における個人の権利

### 第五章 個人情報取扱者の義務

### 第六章 個人情報保護職責履行部門

### 第七章 法的責任

### 第八章 附則

## 第一章 総則

第一条 個人情報に関する権利利益を保護し、個人情報の取扱活動を規範化し、個人情報が法に基づき秩序だてて自由移動することを保証し、個人情報の合理的利用を促進するため、本法を制定する。

第二条 自然人の個人情報は法律による保護を受ける。いかなる組織及び個人も自然人の個人情報に関する権利利益を侵害してはならない。

第三条 組織及び個人が中華人民共和国の域内において自然人の個人情報を取扱う活動に対し、本法を適用する。

中華人民共和国の域外において、中華人民共和国域内の自然人の個人情報を取扱う活動が、以下に列挙する状況の1つを具備していれば、本法を適用する。

(一) 域内の自然人に向けて商品又はサービスを提供することを目的としている。

(二) 域内の自然人の行為を分析し、評価するためのものである。

(三) 法律又は行政法規の規定するその他の状況。

第四条 個人情報は、電子的又はその他の方法で記録された、既に識別され又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報を含まない。

個人情報の取扱は個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開等の活動を含む。

第五条 個人情報の取扱は、合法で正当な方法を採用しなければならず、信義誠実の原則を遵守し、詐欺又は誤導等の方法を用いて個人情報を取り扱ってはならない。

第六条 個人情報の取扱は明確かつ合理的な目的を具備していなければならず、かつ、取扱目的を実現する上で最小の範囲に限定しなければならず、取扱目的と無関係の個人情報の取扱を行ってはならない。

第七条 個人情報の取扱は、公開及び透明の原則を遵守しなければならず、個人情報の取扱いに関するルールを明示しなければならない。



第八条 取扱目的を実現するため、取扱う個人情報に正確でなければならず、かつ適時に更新しなければならない。

第九条 個人情報取扱者は、その個人情報の取扱活動に対して責任を負わなければならない、かつその取扱う個人情報の安全を保障するために必要な措置を講じなければならない。

第十条 いかなる組織及び個人も、法律及び行政法規の規定に違反して個人情報を取り扱ってはならず、国家安全又は公共の利益を害する個人情報の取扱活動を行ってはならない。

第十一条 国家は健全な個人情報保護制度を確立し、個人情報に関する権利利益を侵害する行為を予防及び処罰し、個人情報保護宣伝教育を強化し、政府、企業、関連する業界団体及び社会公衆が共同で関与する個人情報保護の良好な環境の形成を推進する。

第十二条 国家は積極的に個人情報保護の国際ルールの制定に関与し、個人情報保護の方面に関する国際交流及び協力を促進し、その他の国家、地区、国際組織間の個人情報保護ルール、基準等の相互認証を促進する。

## 第二章 個人情報の取扱いに関するルール

### 第一節 一般規定

第十三条 以下に列挙する状況の1つに該当してはじめて、個人情報取扱者は個人情報を取り扱うことができる。

(一) 個人の同意を取得している場合。

(二) 個人が当事者の一方となる契約の締結又は履行に必要な場合。

(三) 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合。

(四) 突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要な場合。

(五) 公共の利益のためメディア報道、世論監督等の行為を実施して合理的範囲内で個人情報を取り扱う場合。

(六) 法律、行政法規の規定するその他の状況。

第十四条 個人情報の取扱いに関する同意は、個人が十分に情報を得たことを前提に、自発的で、明確な意思表示を行うことによって取得しなければならない。法律又は行政法規が個人情報の取扱に際し、個人の個別的同意又は書面による同意を得なければならないと規定する場合には当該規定に従わなければならない。

個人情報の取扱目的、取扱方法及び取扱う個人情報の種類に変更が生じた場合には、再度個人の同意を得なければならない。

第十五条 個人情報取扱者がその取扱う個人情報が十四歳に満たない未成年の個人情報であると知っている又は知るべき場合には、その監護者の同意を得なければならない。

第十六条 個人の同意に基づき行う個人情報の取扱活動に対し、個人はその同意を撤回する権限を有する。

第十七条 個人情報取扱者は、個人がその個人情報の取扱に同意しない又は個人情報取扱に

対する同意を撤回したことを理由として、商品又はサービスの提供を拒絶してはならない。ただし、個人情報の取扱いが商品又はサービスの提供に必要な場合にはこの限りではない。

第十八条 個人情報取扱者は、個人情報を取扱う以前において、目立つ方式で、明確かつ理解しやすい表現を用いて、個人に対し、以下の事項を告知しなければならない。

- (一)個人情報取扱者の身元及び連絡方法。
- (二)個人情報の取扱い目的、取扱い方法、取扱う個人情報の種類及び保存期限。
- (三)個人が本法の規定する権利を行使する方法及び手続。
- (四)法律及び行政法規が告知すべきと規定するその他の事項。

前項の規定する事項について変更が発生した場合には、当該変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報取扱者が、個人情報の取扱いに関するルールの制定という方法によって第1項の規定する事項を告知した場合、取扱いルールは公開され、かつ、閲覧及び保存に便宜でなければならない。

第十九条 個人情報取扱者が個人情報を取扱いに際し、法律又は行政法規の規定によって秘密を保持しなければならない又は告知が不要な状況が存在する場合には、個人に対し前条に規定する事項を告知することを要しない。

緊急の状況において自然人の生命、健康及び財産安全を保護するため、適時に個人に告知することができない場合、個人情報取扱者は緊急の状況が消滅した後に告知しなければならない。

第二十条 個人情報の保存期限は、取扱いの実現のために必要な最短の時間としなければならない。法律、行政法規が個人情報の保存期限について別途規定する場合には、その規定に従う。

第二十一条 二社若しくはそれ以上の個人情報取扱者が共同で個人情報の取扱い目的及び取扱い方法を決定する場合、各自の権利及び義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、個人がいずれかの個人情報取扱者に対し、本法の規定する権利を行使することを要求することを妨げない。

個人情報取扱者が共同で個人情報を取扱い、個人情報に関する権利利益を侵害した場合、法に基づき連帯責任を負わなければならない。

第二十二条 個人情報取扱者が個人情報の取扱いに関する委託をする場合においては、受託者との間で、委託による取扱いの目的、取扱い方法、個人情報の種類、保護措置及び双方の権利と義務等を約定しなければならない。かつ受託者の個人情報取扱活動に対し監督を行わなければならない。

受託者は約定に基づき個人情報を取り扱わなければならない。約定した取扱い目的及び取扱い方法等を超えて個人情報を取り扱ってはならず、かつ契約履行の完了後又は委託関係の解除後においては、個人情報を個人情報取扱者に返還し又は削除しなければならない。

個人情報取扱者の同意なく、受託者は個人情報の取扱いを他人に再委託してはならない。

第二十三条 個人情報取扱者が合併及び分割等の理由で個人情報を移転する必要がある場合においては、個人に対し移転先の身元及び連絡方法を告知しなければならない。移転先は継続して個人情報取扱者としての義務を履行しなければならない。移転先が元々の取扱目的又は取扱方法を変更する場合には、本法の規定に基づき改めて個人に告知し、その同意を取得しなければならない。

第二十四条 個人情報取扱者が第三者にその取扱う個人情報を提供する場合、個人に対し第三者の身元、連絡方法、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を告知し、個人の個別的同意を得なければならない。個人情報を受領する第三者は上述の取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取扱わなければならない。第三者が元々の取扱目的又は取扱方法を変更する場合には、本法の規定に基づき改めて個人に告知し、その同意を取得しなければならない。

個人情報取扱者が第三者に対し匿名化情報を提供する場合、第三者は技術等の手段を用いて再度個人の身元を識別してはならない。

第二十五条 個人情報を利用して自動的な決定を行う場合には、決定の透明度及び取扱結果の公平性・合理性を保障しなければならない。個人が、自動的な決定がその権利利益に対し重大な影響をもたらすと考える場合には、個人情報取扱者に対し説明を求める権利を有し、かつ、個人情報取扱者が自動的な決定の方法のみをもとに決定を行うことを拒絶する権利を有する。

自動的な決定の方法で商業的なマーケティング及び情報配信を行う場合には、その個人的特徴に基づかない選択項目をも同時に提供しなければならない。

第二十六条 個人情報取扱者は、その取扱う個人情報を公開してはならない。ただし、個人の個別的同意を取得した場合又は法律若しくは行政法規が別途規定する場合はこの限りではない。

第二十七条 公共の場において、カメラや個人の身元を識別する設備を設置する場合には、公共安全の維持に必要な場合でなければならず、国家の関連規定を遵守し、かつ、明示的にこれを表示する標識を設置しなければならない。そこで収集した個人の映像及び個人身元特徴情報は、公共安全維持の目的のためにのみ用いることができ、公開し又は他人に提供してはならない。但し、個人の個別的同意を取得した場合又は法律若しくは行政法規が別途規定する場合はこの限りではない。

第二十八条 個人情報取扱者が既に公開されている個人情報を取扱う場合には、当該個人情報が公開された際の用途に適合しなければならない。当該用途に関連する合理的な範囲を超える場合には、本法の規定に基づき個人に告知し、その同意を得なければならない。

個人情報が公開された際の用途が不明确的な場合には、個人情報取扱者は合理的かつ慎重に、既に公開されている個人情報を取り扱わなければならない。既に公開されている個人情報を利用して個人に対し重大な影響をもたらす活動に従事する場合には、本法の規定に基づき個人に告知し、その同意を得なければならない。

## 第二節 センシティブ個人情報の取扱いに関するルール

第二十九条 個人情報取扱者は特定の目的及び十分な必要性が存在してはじめて、センシティブ個人情報を取扱うことができる。

センシティブ個人情報は一度漏洩し又は不法に使用されると、個人が偏見を受け、又は人身、財産安全に重大な危害を受ける可能性がある個人情報をいい、種族、民族、宗教信仰、個人の生物的特徴、医療健康、金融口座及び個人の所在等の情報を含む。

第三十条 個人の同意に基づきセンシティブ個人情報を取扱う場合には、個人情報取扱者は個人の個別的同意を取得しなければならない。法律又は行政法規が、センシティブ個人情報を取扱う場合に書面による同意を取得しなければならないと規定している場合にはその規定に従う。

第三十一条 個人情報取扱者がセンシティブ個人情報を取扱う場合、本法第十八条の規定する事項外に加え、更に個人に対しセンシティブ個人情報を取扱う必要性及び個人への影響も告知しなければならない。

第三十二条 法律又は行政法規がセンシティブ個人情報の取扱にあたり、関連する行政許可の取得を求め又はより厳格な制限をしている場合にはその規定に従う。

### 第三節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定

第三十三条 国家機関による個人情報の取扱いに関する活動に対し本法を適用する。本節が特別な規定を設けている場合、本節の規定を適用する。

第三十四条 国家機関が法定職責の履行のため個人情報を取扱うにあたっては、法律及び行政法規の規定する権限及び手続きに従って行い、法定職責の履行に必要な範囲及び限度を超えてはならない。

第三十五条 国家機関が法定職責の履行のため個人情報を取扱うにあたっては、本法の規定に従って個人に告知し、その同意を取得しなければならない。ただし、法律又は行政法規が秘密を保持しなければならないと規定し、又は、告知若しくは同意の取得が国家機関が法定職責を履行することを妨げる場合にはこの限りではない。

第三十六条 国家機関はその取扱う個人情報を公開し又は他人に提供してはならない。但し、法律又は行政法規に別途規定がある場合又は個人の同意を取得した場合にはこの限りではない。

第三十七条 国家機関が取扱う個人情報は中華人民共和国の域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、リスク評価を行わなければならない。リスク評価は関連部門に支持及び協力を要求することができる。

## 第三章 個人情報の域外提供に関するルール

第三十八条 個人情報取扱者が業務等の必要により、確かに中華人民共和国の域外に個人情報を提供する必要がある場合には、少なくとも以下の 1 つの条件を具備しなければならない。

(一)本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。

(二)国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。

(三)域外の移転先と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定し、かつその個人情報取扱活動が本法の規定する個人情報保護基準に達していることを監督する場合。

(四)法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。

第三十九条 個人情報取扱者が中華人民共和国の域外に個人情報を提供する場合には、個人に対し域外の移転先の身元、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法等の事項を告知し、かつ個人の個別的同意を取得しなければならない。

第四十条 重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。

第四十一条 国際司法協助又は行政法執行協助のため、中華人民共和国域外に個人情報を提供する必要がある場合、法令に基づき関係する主管部門に申請し、その許可を得なければならない。

中華人民共和国が締結し又は参加する国際条約、協定が中華人民共和国域外への個人情報の提供について規定をしている場合には、その規定に従う。

第四十二条 域外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報の権利利益を侵害する活動又は中華人民共和国の国家安全、公共利益に危害を与える個人情報取扱活動に従事している場合には、国家インターネット情報部門はそれを個人情報提供制限リスト又は禁止リストに列挙し、それをもって公告し、当該者に対して個人情報を提供することを制限し又は禁止する等措置を講じることができる。

第四十三条 いかなる国家及び地区であっても、個人情報保護の側面において中華人民共和国に対し偏見を持って禁止し、制限し又はその他類似の措置を講じていれば、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国家又は地区に対し相応の措置を講じることができる。

#### 第四章 個人情報取扱活動における個人の権利

第四十四条 個人はその個人情報の取扱に対し知る権利、決定権を享有し、他人がその個人情報を取扱うことを制限し又は拒否する権利を有する。ただし、法律又は行政法規が別段の定めをする場合にはこの限りではない。

第四十五条 個人は個人情報取扱者から個人情報を閲覧し、複製する権限を有する。ただし、



本法第十九条第一項の規定する状況が存在する場合はこの限りではない。

個人がその個人情報の閲覧及び複製を請求する場合、個人情報取扱者は適時に提供しなければならない。

第四十六条 個人がその個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合、個人情報取扱者に対し、是正、補充を求める権利を有する。

個人がその個人情報の是正、補充を請求した場合、個人情報取扱者はその個人情報について確認し、適時に是正、補充しなければならない。

第四十七条 以下に列挙する事由の一つがあれば、個人情報取扱者が自発的に又は個人の請求に基づき、個人情報を削除しなければならない。

- (一) 約定した保存期間が既に満了しており、又は取扱目的が既に実現した。
- (二) 個人情報取扱者が商品又はサービスの提供を停止した。
- (三) 個人が同意を撤回した。
- (四) 個人情報取扱者が法律、行政法規に違反し又は約定に違反して個人情報を取り扱った。
- (五) 法律又は行政法規の規定するその他の状況。

法律、行政法規が規定する保存期間が満了していない場合又は個人情報の削除が技術上実現困難な場合、個人情報取扱者は個人情報の取扱を停止しなければならない。

第四十八条 個人は個人情報取扱者に対しその個人情報取扱ルールについて解釈及び説明するよう要求する権利を有する。

第四十九条 個人情報取扱者は、個人が権利として行使する申請を受理し取扱う制度を構築しなければならない。個人が権利として行使する請求を拒絶するにあたっては、その理由を説明しなければならない。

## 第五章 個人情報取扱者の義務

第五十条 個人情報取扱者は個人情報の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人に対する影響、存在する可能性がある安全リスク等に基づき、必要な措置を講じ、個人情報の取扱活動が法律、行政法規の規定に適合することを確保し、かつ、不正アクセス及び個人情報が漏洩し、又は窃取され、改竄され若しくは削除されることを防止しなければならない。

- (一) 内部管理制度および実務規程の制定。
- (二) 個人情報に対しレベル別の分類管理を行う。
- (三) 相応の暗号化、非識別化等の安全技術措置を講じる。
- (四) 合理的に個人情報取扱の操作権限を確定し、かつ定期的に従業員に対し安全教育および訓練を行う。
- (五) 個人情報安全事件応急措置を制定しその実施を行う。
- (六) 法律又は行政法規の規定するその他の措置。

第五十一条 取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び講じた保護措置等に対して監督を行うことに責任を負わせなければならない。

個人情報取扱者は個人情報保護責任者の氏名、連絡方法等を公開し、個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。

第五十二条 本法第三条第二項の規定する中華人民共和国域外の個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で専門機構を設立し又は代表者を指定し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱について責任を負わせなければならない。かつ、当該機構の名称又は代表者の氏名、連絡方法等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。

第五十三条 個人情報取扱者は、定期的にその個人情報取扱活動及び講じる保護措置等が法律、行政法規の規定に適合するかを監査しなければならない。個人情報保護職責履行部門は個人情報取扱者に対し専門機構に委託して監査をするよう指示する権限を有する。

第五十四条 個人情報取扱者は、以下の個人情報取扱活動について事前にリスク評価を行い、かつ取扱状況を記録しなければならない。

- (一) センシティブ個人情報の取扱。
- (二) 個人情報を用いた自動的決定の実施。
- (三) 個人情報の取扱の委託、第三者への個人情報の提供、個人情報の公開。
- (四) 域外への個人情報の提供。
- (五) その他の個人に重大な影響を持つ個人情報取扱活動。

リスク評価の内容は以下を含まなければならない。

- (一) 個人情報の取扱目的、取扱方法等が合法で正当で必要であるか。
- (二) 個人への影響及びリスクの程度。
- (三) 講じる安全保護措置が合法、有効かつリスクの程度に相応しているか。

リスク評価報告書及び取扱状況記録は少なくとも3年間保存しなければならない。

第五十五条 個人情報取扱者が個人情報が漏洩していることを発見した場合、即時に救済措置を講じ、かつ個人情報保護職責履行部門及び個人に通知しなければならない。

通知は、以下の事項を含まなければならない。

- (一) 個人情報漏洩の原因。
- (二) 漏洩した個人情報の種類及び発生させる可能性のある危害。
- (三) 既に講じた救済措置。
- (四) 個人が講じることのできる危害軽減措置。
- (五) 個人情報取扱者の連絡方法。

個人情報取扱者が講じる措置が有効に情報漏洩が引き起こす損害を回避できる場合、個人情報取扱者は個人に通知しないことができる。ただし、個人情報保護職責履行部門が個人情報の漏洩が個人に損害を与える可能性があるとして認めた場合、個人情報取扱者に対し個人に通知するよう要求することができる。

## 第六章 個人情報保護職責履行部門

第五十六条 国家インターネット情報部門は、個人情報保護業務及び関連する監督管理業務

の統括と協調に責任を負う。国務院の関係部門は、本法及び関係する法律、行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内において個人情報保護及び監督管理業務の責任を負う。

県レベル以上の地方人民政府の関係部門の個人情報保護及び監督管理職責は、国家の関連する規定により確定する。

前2項の規定する部門は、個人情報保護職責履行部門と総称する。

第五十七条 個人情報保護職責履行部門は、以下の個人情報保護職責を履行する。

(一)個人情報保護宣伝教育を実施し、個人情報取扱者が個人情報保護業務を実施するのを指導し監督する。

(二)個人情報保護に関する苦情の申し立て、通報を受理し処理する。

(三)違法な個人情報取扱活動を調査しかつ取扱う。

(四)法律、行政法規の規定するその他の職責。

第五十八条 国家インターネット情報部門及び国務院関係部門は、職責権限に基づき、個人情報保護関連するルール、基準の制定を手配し、個人情報保護社会化サービス体系の建設を推進し、関係機構が個人情報保護評価、認証サービスを展開することを支持する。

第五十九条 個人情報保護職責履行部門は個人情報保護職責を履行するにあたり以下の措置を講じることができる。

(一)関係当事者に対し質問し、個人情報取扱活動に関する状況を調査する。

(二)当事者及び個人情報取扱活動に関する契約、記録、帳簿及びその他の関係資料を閲覧、複製する。

(三)現場検査を実施し、違法な個人情報取扱活動が疑われる場合について調査を行う。

(四)個人情報取扱活動と関係する設備、物品を調査する。違法な個人情報取扱活動の設備、物品であると証明する証拠があるものにつき、封鎖又は差押えをすることができる。

個人情報保護職責履行部門が法に基づき職責を履行する場合、当事者は協力し、従わなければならない。拒絶又は妨害してはならない。

第六十条 個人情報保護職責履行部門が職責を履行する中で、個人情報取扱活動に比較的大きなリスクが存在する又は個人情報安全事件が発生したことを発見した場合、規定に基づく権限及び手続に従い当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者に対し、面談を行うことができる。個人情報取扱者は、要求に基づき措置を講じ、改善を行い、問題を除去しなければならない。

第六十一条 いかなる組織及び個人も違法個人情報取扱活動を個人情報保護職責履行部門に苦情を申し立て、通報することができる。苦情や通報を受けた部門は、法に基づき適時に取扱わなければならない。かつ取扱結果を苦情申立人や通報者に告知しなければならない。

個人情報保護職責履行部門は、苦情や通報の受付の連絡方法を公表しなければならない。

## 第七章 法的責任

第六十二条 本法の規定に違反し個人情報を取扱い、又は個人情報の取扱いにあたって規定に

基づき必要な安全保護措置を講じない場合、個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、違法所得を没収し、警告する。是正しない場合、一百万元以下の過料に処する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員は一万元以上十万元以下の過料に処する。

前項の規定する違法行為が存在し、情状が重い場合、個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、違法所得を没収し、かつ五千万元以下又は前年度の売上高の百分の五以下の過料に処しなければならない、かつ関連する業務を暫定的に停止し、業務を止めて整理し、関係主管部門に通報して関係する業務許可を取消し又は営業許可を取消すことができる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員は十万元以上一百万元以下の過料に処する。

第六十三条 本法の規定する違法行為があれば、関係法律、行政法規の規定に基づき信用ファイルに記入し、公示する。

第六十四条 国家機関が本法の規定する個人情報保護義務を履行しない場合、上級機関又は個人情報保護職責履行部門が是正を命じる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に法に基づき処分を与える。

第六十五条 個人情報取扱活動により個人情報に関する権利利益を侵害した場合、個人がそのため受けた損失又は個人情報取扱者がそのため得た利益に基づき賠償責任を負う。個人がそのため受けた損失及び個人情報取扱者がそのため得た利益を確定することが困難であれば、人民法院が実際の状況に基づき賠償額を確定する。個人情報取扱者が自らに過失がないと証明できる場合、責任を減輕又は免除することができる。

第六十六条 個人情報取扱者が本法の規定に違反し個人情報を取扱い、多くの個人の権利利益を侵害した場合、人民検察院、個人情報保護職責履行部門及び国家インターネット情報部門が確定した組織は法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

第六十七条 本法の規定に違反し、治安管理に違反する行為を構成する場合、法に基づき治安管理処罰を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

## 第八章 附 則

第六十八条 自然人は個人又は家庭の事務により個人情報を取扱うことに関しては、本法を適用しない。

各レベルの人民政府及びその関係部門が手配して実施する統計、人事記録管理活動における個人情報取扱について、法律に規定が存在する場合には、その規定を適用する。

第六十九条 本法の以下に列挙する用語の意味は以下の通りである。

- (一) 個人情報取扱者は、自らが取扱目的、取扱方法等の個人情報取扱事項を決定する組織、個人をいう。
- (二) 自動的決定は、個人情報を利用し、個人の行為習慣、興味、嗜好又は経済、健康、信用状況等についてコンピュータプログラムを通じて自動的に分析、評価し決定する活動をいう。
- (三) 非識別化は、個人情報が処理を経て、その他の情報と照合しない限り、特定の自然人を

特定できなくする過程をいう。

(四)匿名化は、個人情報処理を経て、特定の自然人を識別できず、かつ、元に復元できなくする過程をいう。

第七十条 本法は 年 月 日より施行する。

以上